常陸太田市
中小企業等BCP関連事業費補助金

BCP・事業継続力強化計画の策定及び計画を実践する
中小企業・個人事業主の皆様へ

市内の中小企業者が、自然災害等の被害を最小限にとどめるとともに、主要業務の継続や早期復旧を可能とする事業継続計画等の策定及び計画を実践するための取組を促進し、地域経済の基盤強化及び信頼性増加を図ることを目的に、経費の一部を補助します。

補助上限額

1事業につき1会計年度当たり

計画策定事業

BCP※1	事業継続力強化計画※2
２０ 万円	**１０** 万円

計画実践費用

BCP	事業継続力強化計画
１００ 万円	**５０** 万円

◆補助対象経費の総額の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)

◆予算の範囲内における補助とします。

※1　災害や事故など予期せぬ出来事が発生した際に、事業への影響を最小限に抑えるとともに、停止した事業を目標とする時間内に再開させるため、あらかじめ定めておく行動計画であり次のアからカまでに掲げる要件を満たすものをいう。
ア　BCPで対象とする重要な業務の内容及び目標復旧時間が設定されていること。
イ　非常時に対応するための体制、役割、対応方法等が定められていること。
ウ　非常時に不可欠となる物資の備蓄、データのバックアップ等の最低限の事前対策が計画されていること。
エ　社員、非常時に連絡すべき重要な顧客、取引先等の連絡先が整備されていること。
オ　社内での教育、演習及びBCPの継続的な改善方法が定められていること。
カ　市内に立地する事業所を対象として含むこと。
※2　中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第55条第1項に規定する事業継続力強化計画(経済産業大臣から認定を受けたものに限る。)

手続きの流れ

①交付申請
【申請者】
裏面に掲載の申請書等を提出します

②交付決定
【市】
交付決定通知書を送付します

③実績報告書の提出
【申請者】
実績報告書(様式第6号)、事業報告書(様式第7号)、本事業により策定、改訂、実践したBCP又は事業継続力強化計画、BCP又は事業継続力強化計画の改訂にあっては改訂前の計画、領収書，振込書の写し等支出金額が分かる書類及び添付書類を添えて提出します
補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで

④補助金確定
【市】
補助金確定通知書を送付します

⑤交付請求
【申請者】
交付請求書(様式第9号)を提出します

⑥補助金交付
【市】
指定の口座へお振り込みします

対 象 者

補助の対象となる事業者は、下記に掲げる要件の全てを満たすものとする。
・市内に事業所を有する中小企業者、又は構成員の過半数が市内に主たる事業所を有する中小企業交流団体(任意団体で可)で、同一事業を1年以上行っている者
・市税等を滞納していない者(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く)
・対象経費に係る補助を他の制度により受けていない者
・代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと(役員等を含む)

対象事業・対象経費

・計画策定事業
補助対象者がＢＣＰ又は事業継続力強化計画を策定若しくは改訂するために行う事業
・計画実践事業
補助対象者が策定したＢＣＰ又は事業継続力強化計画に基づき平常時から緊急事態に備えるため，次に掲げる設備の導入等を行う事業
ア　インフラ設備（非常用太陽光パネル, 蓄電池，自家発電装置等）の導入
イ　データ保全設備（データのバックアップ専用サーバ等）の導入
ウ　地震対策設備（転倒防止装置，飛散防止フィルム等）の導入

対象経費区分		補助対象経費の例
計画策定事業	謝金・報償費	専門家等の招致に要した経費
	旅費	専門家等及び研修会への参加に係る交通費及び宿泊費
	需用費	BCP又は事業継続力強化計画の策定等に係る印刷製本費及び専門書の図書購入費
	委託料	専門家等への委託に要した経費
	使用料及び賃借料	会議室又はパソコン等機材の使用料
計画実践事業	物品購入費	転倒防止装置、飛散防止フィルム等の購入費
	設備購入費	非常用太陽光パネル、蓄電池、自家発電装置等の購入費
	工事費	設備の設置に直接必要な経費
	利用料	システム、サービス等の利用料
	謝金・報償費	専門家等の招致に要した経費
	委託料	専門家等への委託に要した経費
	旅費	専門家等に係る交通費及び宿泊費

◆他の公的機等から補助金等を受けている事業は対象となりません。
◆事前に交付決定を受けたものが対象となりますので、必ず計画策定・実践前に申請してください。計画策定・実践後に申請されたものは対象となりません。
◆年度内に事業が完了し、実績報告(支払いまで完了)したのもが対象になります。

申請に必要な書類

・交付申請書(様式第1号)
・事業計画書(様式第2号)
・必要経費及びその内訳がわかる書類(見積書の写し等)
・法人登記事項証明書又は定款の写し
・会社等の概要書(任意様式)
・市税等に滞納がないことの証明書
・その他市長が必要と認める書類

提出先・お問い合わせ先
常陸太田市商工観光部商工振興・企業誘致課
〒313-8611　常陸太田市金井町3690
TEL：0294-72-3111(内線621・622)　FAX：0294-72-0288
E-mail：yuchi@city.hitachiota.lg.jp
HP：https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page008939.html

BCP関連